令和４年４月２８日作成

令和４年度高知県高等学校体育大会

カヌー専門部　新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

Ⅰ　基本的な考え方

1　基本方針の作成に当たって

（1）　基本方針の作成に当たっては、国および県や全国高等学校体育連盟、日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。

（2）　競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。

（3）　競技別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、競技団体と競技**専門部**による連携の**もと**、内容等の整理をする。

2　コロナ禍における大会運営について

（1）　選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。

（2）　大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密に連携**したうえで**決定する。

（3）　各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染**症**拡大防止に向けた方針等**を最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応**する。

（4）　各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染**症**拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模で実施を検討する。

3　新型コロナウイルス感染症拡大防止について

（1）　3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。

（2）　身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。

（3）　手洗いを徹底する。

（4）　マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。

（5）　競技**会場及び会議施設等**においては定期的な窓開等により換気に留意する。

4　大会実施の可否等について検討する場合の条件について

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

（1）　「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。

（2）　県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。

（3）　県下の医療状況のひっ迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。

（4）　出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。

（5）　その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

※大会開催の考え方は次ページ参照

新型コロナウイルス感染症対策に係る高知県高等学校体育連盟主催大会開催の考え方【第３版】2022.4.24

2022/4/25

※国や県が定めたガイドライン等により随時改定となります。

国の措置	県のステージ	高知県高等学校体育連盟 県高体連主催大会開催の考え方 高知県内における大会実施の可否	観客の取り扱い	高知県教育委員会［新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方　12/8改定］より 対外試合等	部活動の制限及び活動時間
緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	非常事態	★ **感染状況によっては、大会の中止又は延期を判断する場合がある。** →中止・延期の判断を行うような状況下においては参加校へ予めその基準や期日等を定めて周知すること。 →中止を判断した場合の参加料等の取り扱いについても予め定め参加校へ周知すること。 上位大会が**ある**県内大会（予選会） …［実施可］ ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。 ※専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。	［無観客］	県内外における**公式戦・発表会等**への参加 → **慎重に検討する** **※１**感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合がある。ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。 県内外における**練習試合等**への参加 → **禁止する**	・校長の判断により課業日に限り、2時間程度の活動を認める。ただし、週休日等は禁止。 ・公式大会等がある場合は、2週間前より週休日等においては3時間程度までの活動を認める。 （週休日の活動は土日のどちらかとする） **※２**感染状況によっては、部活動の全面禁止を行う場合がある。
	特別警戒	上位大会が**ない**県内大会 …［原則実施可］※１・２参照 ※状況により、実施の可否について慎重に検討する。専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。 ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。	［入場可］ ※会場キャパ50％以下の入場者数で、運営委員において観客管理が可能と判断されれば保護者等に限定し入場可。 ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外［観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項］を確認すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることを妨げるものではない。	県内外における**公式戦・発表会等**への参加及び県内における練習試合等への参加 → **状況により慎重に検討する** 県外における**練習試合等**への参加 → **禁止する**	・平日２時間程度まで ・週休日等３時間程度まで
	警戒	全ての県内大会 …［実施可］ ※競技特性等に対し高体連コロナ対策基本方針および競技団体コロナ対策ガイドライン等により十分な感染対策を講じ、安心・安全を担保すること。	［入場可］ ※会場キャパ50％以下の入場者数にて実施 ※入場者は各学校において事前把握ができ、かつ会場において各校顧問が管理可能な範囲とする。（一般観客の受け入れは原則として実施しない） ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外［観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項］を確認すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることや参加制限を設けることをを妨げるものではない。	県内外における**公式戦・発表会等**及び県内外における**練習試合等**への参加 → **状況により慎重に検討する**	**令和４年４月20日付け4高保体第77号** **（県のステージが「警戒」における通知）** 平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。ただし、高等学校の運動部活動については、高校の県体に向けて４月21日から５月20日までは、校長が認めた場合、平日は３時間程度、週休日は４時間程度の活動を認める
	注意			県内外における**公式戦・発表会等**及び県内外における**練習試合等**への参加 → **制限しない**	☆通常での活動可 ・平日２時間程度まで ・週休日等３時間程度まで ・平日３時間まで（校長の許可） ・週休日等４時間まで（校長の許可）
	感染観察				

［観客を受け入れる際に専門部が行うべき基本事項］

①予め入場者に、観戦に関する注意事項を周知すること

②会場において、選手と観客が混在することが無いようにゾーニングを行うこと（会場内動線等においても最大限配慮すること）

③会場に入退場ゲートを設置し、来場者の確認・検温（自宅等にて実施依頼可）・マスク着用確認等を行うこと・健康確認（体調不良者の入場は不可であることを事前周知すること）

④会場内において、観客向けのアナウンスや掲示物等を用い注意喚起を行い感染防止対策に努めること

Ⅱ　感染防止対策の概要

1　全般的な事項

（1）実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。

（2）実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。

（3）参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式１-１、１-２】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会２週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式２-１】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式１-１、１-２】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式２-２】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式１-１、１-２】の原本については、２週間保存しておくこと。

　また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式３】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P10　Ⅳ感染者が発生した場合の基本的な対応について　参照

（4）実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式２-１、２-２】の原本および【様式１-１、１-２】の写しを、２週間保存しておくこと。

（5）大会役員等は【様式 1-４】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後１週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。

（6）参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和４年４月 22 付け４高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。

（7）参加校は大会終了後も【様式 1-３】高体連主催大会参加後　体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、１週間に渡りチェックを継続し、２週間保存すること。

（8）参加校は、競技終了後１週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式４】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P11　Ⅳ感染者が発生した場合の基本的な対応について　参照

（9）大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。

(10) 取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、

各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後１週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間２週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。

(11) **安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみあらず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。**

【様式取扱一覧】

［高知県高等学校体育連盟 HP　https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/］より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式１-１】 【様式１-２】	参加校	・２週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出	各校顧問	大会終了後２週間
団体票 【様式 1-３】	参加校	・大会後１週間体調チェックし作成 ・専門部より求めがあれば提出	各校顧問	
個票 【様式 1-４】	大会役員等 取材団体 （参加校）	・２週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式１-１、１-２】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手においては各校顧問	
【様式２-１】	参加校 （学校長）	・大会前 2 週間の健康チェック内容を学校長が確認し、**公印を押印し作成←※注意** ・大会当日に顧問が大会本部へ【様式１-１、１-２】（個票【様式１-４】を用いた場合も同様）の写しを添えて提出	専門部	
【様式２-２】	参加校	・大会日毎に作成 ・大会参加を自粛するものがいる場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・大会本部へ提出	専門部	
【様式３】	専門部	・競技期間中に 1-（３）に該当する者が出た場合	専門部	
【様式４】	専門部	・競技終了後に 1-（８）に該当する者が出た場合	専門部	

※【様式２-１】は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任を持って行うこと。（顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること）

2　当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

（１）受付には、手指消毒剤を設置すること。

（２）参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

（３）受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。

（４）人と人とが対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

（５）発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。

（６）新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

3　大会参加者への対応

（１）参加における体調の確認

実施専門部は大会参加者に以下の事項が記載された【様式１-１、１-２】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会２週間前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに【様式２-１】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について（団体票）と【様式１-１、１-２】の写しを提出させること。

また、【様式２-２】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても大会期間中は**大会日ごと**に提出させること。

提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

●ア　大会当日の体温

●大会前２週間における以下の事項の有無

イ　平熱を超える発熱がある

ウ　咳、咽頭痛など風邪の症状がある

エ　だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある

オ　嗅覚や味覚の異常がある

イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票（個票）の備考欄にその診断結果等を記載すること

カ　新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けている

キ　同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる

ク　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票（又は個票）の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前２週間の健康観察状況（上記ア～ク）と当日の状況から適切に判断し安全・安心を最優先に考え、参加校の責任において決めること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

※各中央競技団体ガイドラインにて大会参加の判断基準が定められている場合はその基準を尊重し、「競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン」へ明記すること。

（2）マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

（3）大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染**症**対策に十分配慮すること。

4　実施専門部が準備すべき事項

（1）手洗い場所

実施専門部は、大会参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

ア　手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
イ　「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
ウ　手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
エ　手洗いが難しい場合には、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
オ　ジェットタオルは稼働を停止すること

（2）更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は更衣室や、一時的に休息するための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備すること。

ア　広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避けること
イ　ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に滞在する人数を制限する等の措置を講じること
ウ　室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー等の取手、テーブル、イス等）については、可能な限り消毒すること。
エ　換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（3）洗面所（トイレ）

洗面所（トイレ）についても感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

ア　トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。
イ　トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示すること
ウ　手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
エ　「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
オ　手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
カ　ジェットタオルは稼働を停止すること

（4）飲食等について

実施専門部は、参加者が飲食等をする際は、以下に配慮すること。

ア　参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう呼び掛けること。
イ　飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと
ウ　飲食物を取り扱うスタッフには必ずマスクを着用させること

（5）大会会場

大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

（6）ゴミの管理

参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5　大会参加者の留意点

（1）十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め感染予防の観点から、なるべく距離を空ける（感染予防の観点より 1~2m程度)。運動強度が高い競技の場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

（2）その他

ア　競技中に唾や痰を吐かないこと
イ　タオルの共用はしないこと
ウ　飲食については、指定場所で行い静かにしゃべらず黙食すること
エ　飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に流さないこと

6　その他の留意事項

（1）宿泊に関しては、宿泊施設関連の業界団体が定める最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと

（2）バス移動に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと

（3）「競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン」ついては、**当該の中央競技団体が示すガイドライン及び本基本方針を参考に実施専門部ごとで作成し、周知すること。**

（4）新型コロナウイルスの感染状況に応じて、基本方針や各競技別ガイドラインの内容が変更されることがあるため、参加者は記載内容の変更の有無を適宜確認すること。なお、これらの更新に当たり要項等が変更される場合がある。

7　競技運営上の感染対策留意事項

新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大予防ガイドライン

2021 年 11 月 11 日

公益社団法人日本カヌー連盟

本連盟では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために 2020 年 2 月 27 日付で「新型コロナウイルス「COVID-19」対策ガイドライン」をホームページにてお知らせしていますが、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下、「専門家

会議」という)の提言、公益財団法人日本スポーツ協会と公益財団法人日本障害者スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等にもと基づき、本連盟における競技会開催に当たってのガイドラインを更新いたしましたので、確認してください。

なお、競技会以外の講習会他、各種イベントについても同様の対応として参照願います。

【基本方針】

選手・役員及び来場者の生命・健康の安全を最優先に細心の注意をはらい、安全に競技運営ができるようにする。

【対策】

1 イベント・競技会再開に当たっての基本的な考え方

競技会再開に当たっては、政府の基本的対処方針や、専門家会議提言、公益財団法人日本スポーツ協会・財団法人日本障害者スポーツ協会作成の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」の基本的な考え方に基づき、競技会開催における共通留意事項を示すので、これらを踏まえて対応を行う。なお、イベント・競技会開催に当たっては、開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談願う。

イベント・競技会を開催するに当たっては以下の条件によることが必要である。

①イベント・競技会が開催される都道府県の方針に従う

②参加者が所属する都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めている

③競技会にむけた練習期間が確保されている

④イベント・競技会に関わる参加者(選手・役員・関係者)が「新しい生活様式」に従って感染対策を実践している

⑤開催地において十分な感染防止対策を実行できる

2 地域の状態に応じたイベント・競技会開催の判断基準

(1)特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期する。

(2)特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

全国的かつ大規模なイベント・競技会の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期する。

比較的少人数が参加するイベント・競技会の開催については、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除される場合は、適切な感染防止策を講じた上で実施することが可能となる。

(3)緊急事態措置の対象とならない都道府県

「新しい生活様式」の定着や適切な感染防止策が講じられることを前提に、各都道府県知事により段階的に規模要件が緩和することとされている。また、「移行期間における各都道府県の対応について」を踏まえた各都道府県のスポーツイベントを含む催事の開催に係る方針に従い、実施の可否等を判断する。

移行期間において、各段階の一定規模以上のイベント・競技会開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するなど、各都道府県知事からの要請等に

基づき、慎重な対応をとる。

3 イベント・競技会開催・実施時の感染防止策

主催者が運営に当たり留意すべき事項

(1)事前対応

①感染防止のために主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化し、適切な場所に掲示すること

②開催地自治体及び関係機関・団体と連携し、情報の共有に努め、 連絡体制の整備を行うこと

・最新情報や留意事項を確認し、その状況に応じて遅滞なく対応すること

・感染の拡がりや重症度をみながら、必要に応じて規模を縮小すること

・救急体制の整備や緊急時の確認を怠らないようにすること

(事前に厚生労働省の電話相談窓口、都道府県・保健所等の相談窓口の連絡先を確認のこと。)

・イベント・競技会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

③参加者(チーム代表者)とイベント・競技会の事前・当日・事後に連絡をとれる環境を整えること

・参加者の宿泊先、代表者の連絡先を把握して対応に備えること

・参加者に対し、感染防止のために遵守すべき事項を明確にして、事前に連絡し協力を求める。

・参加者への連絡事項を運営スタッフ、関係者にも同様に事前伝達すること

④会場における感染防止対策をとった設営・設置の準備をすること

・競技会場の点検(人の動線、衛生管理)を行う。

・感染予防のための備品、消耗品等を開催地で確保・準備すること

⑤障がい者や高齢者などに配慮した環境を整備すること

6 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること

(2)参加募集時

感染拡大防止のために、参加者には以下の事項について事前に連絡し協力願う。

①以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせること(イベント・競技会当日に書面にて確認)

・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去 10 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

④参加者は当日、健康チェックシートを提出すること

⑤諸手続の費用等は事前振込みにするなど、受付場所での現金授受等を避ける工夫をすること

⑥他者との距離(できるだけ 2m を目安に(最低 1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
⑦チームの待機場所(テント等)における密を避けるための工夫をすること
⑧大きな声での会話、応援等をしないこと
⑨感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
⑩イベント・競技会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(3)当日の参加受付時の対応・留意事項
①受付場所には、手指消毒剤を設置すること
②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけること
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
③人と人が対面する場所は、できる限りアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
④受付を行うスタッフにはマスクを着用させること
⑤検定・公認費用等は事前振込みとし、受付場所での現金授受等を避けること
⑥混雑を避けるために、受付時間の拡大や、距離をおいて(できるだけ 2m を目安に(最低 1m)並べるように目印の設置等を行うこと
⑦参加者から健康チェックシートの提出を求めること(チーム代表者がまとめて提出)

(4)参加者への対応
①体調確認
主催者は、開催当日に参加者から健康チェックシートの提出を求める
②マスク等の準備
主催者は参加者がマスクを準備しているか確認すること
なお、競技中のマスクの着用は不要であるが、参加受付、着替え、表彰式等の競技外の時間、特に会話をする時はマスクの着用を求めること

3 熱中症対策
感染拡大予防のため、マスク着用は必要であるが、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(2m 以上)が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、適宜マスクを外すようすすめることまた、マスクを着用している場合は、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるよう呼びかけること(周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩も必要)
従来の熱中症予防行動も必要であり、水分補給や涼しい場所での休憩など場内アナウンス等で注意を促す。

(5)来場者の対応
①選手・役員・関係者以外の観客等を来場可能とするかの判断については、開催自治体の方針に従うこと
②観客を入れる場合は、事前に以下の事項をホームページ等で周知すること
・体調の悪い人は来場を控える(健康チェックシートの内容確認のこと)
・来場する際はマスクを着用すること

・観客同士が密な状態にならないようにすること
それぞれが 2m 以上の間隔をとること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
・大声での会話、応援等をしないこと
・熱中症対策をとること
・各自のゴミは密閉して持ち帰ること
・安全管理ための注意に応じない場合は、会場から退場してもらう措置を講じること

③当日
・会場各所にアルコール等消毒剤を設置すること
・事前に通達した内容を場内アナウンス等随時行い注意喚起すること
・注意しても改善されない場合は、会場から退場してもらうなどの措置を講じる

(6)会場(室内で実施するもの)

①イベント・競技会において、会場に室内を使用する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと

②換気設備を適切に運転すること

③定期的に窓を開け、外気を取り入れる等の換気を行うこと

(7)ゴミの廃棄

①会場内のゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手洗い、手指消毒をすること

②各自のゴミは密閉して持ち帰ることとする

(8)競技会における感染防止対策

①監督会議/代表者会議
・参加者(参加チーム)への連絡事項・注意事項等を事前にメールで通知する
・当日、会場での開催が必要な場合は、三つの密を避けて屋外にて短時間で行う
・雨天時に室内で行う場合は、ドア・窓等を開けて換気に努め、スペースを取って行う
・参加者全員マスクを着用すること

②配艇/検艇
・人と人が対面する場所は、できる限りアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
・役員はマスクを着用する
・混雑を避けるために、距離をおいて(できるだけ 2m を目安に(最低 1m)並べるように目印の設置等を行うこと
・使用した用具、艇番は消毒すること

③乗降艇
・乗降艇の混雑を避けるため、桟橋(乗降台)へ立ち入る人数を制限する
・艇は選手自身が運ぶこと(障がい者の補助を行う場合は除く)
・乗降艇後は速やかに桟橋(乗降台)から離れる事を指示すること

④審判員
・マスク着用を基本とするが、業務上難しい場合は、位置取りに注意して対面で会話をしないようにすること
・本部や集計等、室内で業務を行う場合、密にならないような配置をし、換気扇を回す、2 つ以上のドア・窓を開けて常時換気を行うこと
・控え室は広さにゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避けること

・複数が触れると考えられる場所(ドアノブ、テーブル、椅子等)については消毒すること
・役員ミーティングは会場で三密とならない場所で行うこと
・審判で使用した用具等は消毒すること

⑤組み合わせ・結果等

・掲示場所での混雑を避けるための工夫をすること
(掲示場所を分散する、チーム毎に配付ケースを準備する、掲示板での発表をせずインターネットなどの活用を図る等)

⑥式典

・開会式や閉会式、表彰式など多人数が集まる式典は、必要最小限(各チームの代表数名)の参加にとどめ実施すること。状況に応じて行わない。

(9)会場における感染防止対策

①手洗い場所・洗面所(トイレ)

・トイレの複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー、仮設トイレ内のバー等)については、こまめに消毒すること
・トイレの蓋を(ある場合は)閉めて汚物を流すよう表示すること
・手洗い場所には石けん(ポンプ型が望ましい)を用意すること
・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること
・参加者にマイタオルの持参を求めてもよい
・布タオルや手指乾燥設備については使用しないようにすること
・アルコール等の手指消毒剤を会場入口や、関係各所に設置する

②更衣室、休憩・待機スペース

・更衣用テントを設置する場合、広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること(障がい者の介助等行う場合を除く。)
・一度に入室する参加者の数を制限すること
・室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(テントのシート、ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること
・換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

③飲食物の提供時

飲食物の提供は、以下の安全対策に十分配慮した上で判断すること

・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること
・参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること
・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶などで、未開封の飲料を提供すること
・果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
・夏期における飲食物の提供は特に十分な注意必要であり、内容及び提供方法等確認すること

(10)参加者が遵守すべき事項

①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。(競技会当日に書面にて確認)

・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
・過去 10 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

②当日、健康チェックシートを提出すること
③マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
⑤艇、用具等はできるだけ使用者を固定する。複数の人が使用する場合、用具等は使用後にアルコール等消毒剤で拭き取ること
⑥他者との距離(できるだけ 2m を目安に(最低 1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
⑦チームの待機場所(テント等)における密を避けるための工夫をすること
⑧大きな声での会話、応援等をしないこと
⑨ゴミは密閉して、各自で持ち帰ること
⑩感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
⑪競技会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
⑫ミーティング、食事など宿泊施設においても、三つの密を避けること
⑬移動時における感染防止対策を十分にとること

(11)参加前後の留意事項

①来場する以前から健康管理に努め、各自対策を講じておくこと
②チームの代表者は自身の体調管理はもちろんのこと選手の体調管理に十分留意すること
③移動時における感染対策を十分に行うこと
④会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること
⑤ミーティングや食事においても三つの密を避けること
⑥宿泊施設においては、居住スペースが密とならないよう配慮すること
⑦必要な買い物等は、特定した少人数で行うこと
⑧大会後や会場から帰宅してからも、十分な消毒はじめ対策を各自が行い、健康管理に努めること

(12)参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

①十分な距離の確保

運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(2m 以上)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度の高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

②位置取り

陸上でウォーミングアップやクールダウン等はできるだけ集団でなく個別に行い、混雑を避けた場所で行うようにすること

走る際には、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

水上でウォーミングアップやクールダウン等をする際は、近距離での並漕を避け、艇間の距離を空けること

③使用用具の消毒等

複数人が使用する用具等は、各使用後に消毒すること

④その他の留意事項

・運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

・タオルの共用はしないこと

・飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、トング等で大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

4 練習・トレーニングにおける注意事項

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、各都道府県の感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提に、各種活動の制限要請が緩和されつつ、段階的に活動レベルが上がっていくことになります。

練習再開に当たっては、所在する都道府県の方針等を十分確認の上、活動を再開することはもちろん、トレーニングは段階的に進めるなど健康と安全に十分配慮して行ってください。

尚、トレーニングの再開については、公益社団法人日本カヌー連盟強化部より出されている「カヌー活動再開ガイドライン」を参照してください。

(1) 練習再開時の留意事項

①練習場所・施設の使用再開は、都道府県知事の感染防止方針に従うこと

②練習参加者数は、都道府県知事の方針のもと上限人数を定めること

・移行期間を踏まえ、グループ毎など少人数から行うようにすること

③練習参加者の氏名、連絡先を把握すること

④以下の事項に該当する者には、練習参加の見合わせを求めること

・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去 10 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 練習環境整備

①消毒液の設置

・艇庫や練習場所の入口、各所にアルコール等消毒剤を用意すること

②マスクの準備

・練習参加者はマスクを持参すること

練習中のマスクの着用は不要であるが、練習以外の時間、特に会話をする時は、マスクの着用を求める

③手洗い場所・洗面所(トイレ)

・トイレの複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー、仮設トイレ内のバー等)については、こまめに消毒すること

・トイレの蓋を(ある場合は)閉めて汚物を流すよう表示すること

・手洗い場所には石けん(ポンプ型が望ましい)を用意すること

・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること
・参加者にマイタオルの持参を求めてもよい
・布タオルや手指乾燥設備については使用しないようにすること

④更衣室
・できるだけ使用せず、練習ができる服装での来場を推奨する
・使用する場合は、一度に入室する参加者の数を制限し、短時間で済ませること
・室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること
・換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

⑤艇庫
・使用する人数を制限すること
・扉や窓を開けて換気をすること
・複数の参加者が触れると考えられる場所はこまめに消毒すること

(3)練習時における留意事項

①一度に練習する人数を制限すること
・グループ分け、練習時間の短縮、時差開催、練習場所を分散して行うなど工夫する

②参加者は体温報告や、健康チェックシートを提出すること

③マスクを持参すること(トレーニング時以外はマスクを着用すること)

④荷物は間隔を空けておくこと、または個別のロッカー等に入れること

⑤他の参加者となるべく距離(2m 以上)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)

⑥大きな声で会話しない(正面での会話は避ける)

⑦使用した機器、用具は消毒すること

⑧タオル、ドリンク等は他の人と共有しないこと

⑨ミーティングを行う場合は三密を避け、短時間でまたはリモートで行うなど工夫すること

⑩飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること

⑪更衣はできるだけ自宅ですませる

⑫ゴミは各自で密閉して持ち帰ること

⑬練習前後にうがい・手洗いを行うこと

⑭公共交通機関を利用して移動する場合は、マスク着用の上、ラッシュ時や混雑した車両を避けること

⑮検温と活動記録を書くこと

以上

Ⅲ　感染者等が発生した場合の対応について

1　感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における高体連主催大会をより安全・安心な大会として実施するために、高体連事務局並びに競技専門部など関係組織と連携のもと、 新型コロナウイルス**感染症の感染及びその拡大防止を目的としている。**

実施専門部は、本基本方針並びに当該中央競技団体が示すガイドライン等に基づき、予め作成した競技ごとの対応策に従い、万全な感染防止策を講じることとする。その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、**直ちに**医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、 以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。

なお、 感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、 保健所等の指示を遵守した上で参加校の責任において行うことを原則とする**が、その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。**

2　感染者、濃厚接触者等の定義

（1）感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。 なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、 発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

（2） 濃厚接触者（自宅待機要請者は同義とする）

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。 なお、 濃厚接触者の待期期間は感染者と最終接触した日を０日目として、７日間とする。 （大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない）

> 【参考】 厚生労働省が示す濃厚接触者の定義 （一部抜粋）
> 陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人、マスクなしで陽性者と 1m以内で 15 分以上接触があった人

（3） 体調不良者

平熱を超える発熱や風邪症状（咳・のどの痛み)、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートのチェック項目のイからクに該当する者。

3　その他

（1）大会出場辞退等の判断は参加校の責任において行うことを原則とする**が、実施専門部及び県高体連が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこと**とする。

（2）大会役員への対応については 「4　感染者等が発生した場合の基本的な対応について」 に準じて対応する。

（3）各参加校にコロナ対応担当者を設置する （監督・引率教員の兼務を可とする） 。

Ⅳ　感染者等が発生した場合の基本的な対応について

※令和３年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関す

る基本方針【第３版】を参考に作成

１.大会前に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（１）体調不良者が発生した場合

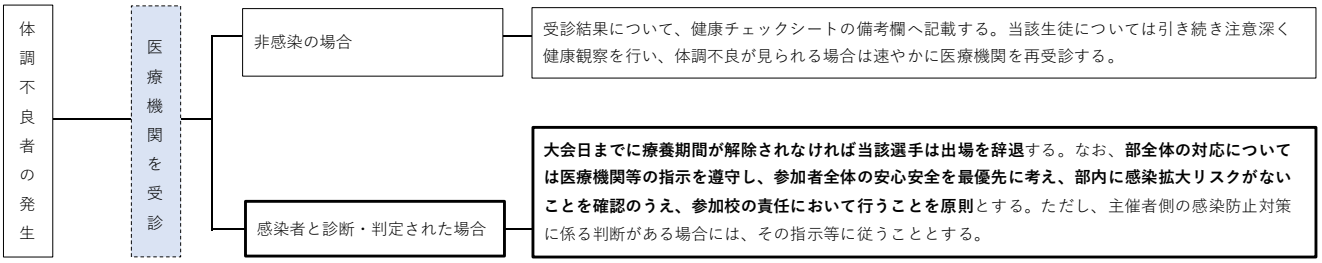

（２）濃厚接触者が発生した場合　※自宅待機要請者も同義

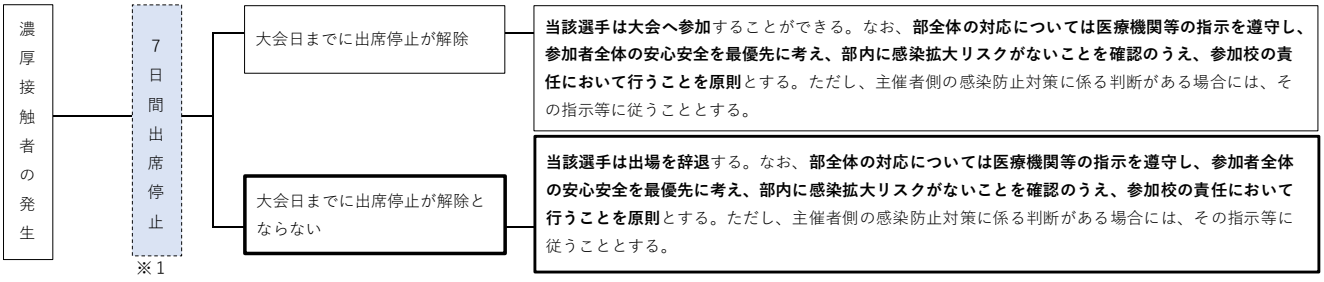

※１　濃厚接触者が抗原定性検査キット（厚生労働省承認）を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短５日間のとなる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より７日間は大会参加は認めないこととする。

２.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（１）体調不良者が発生した場合

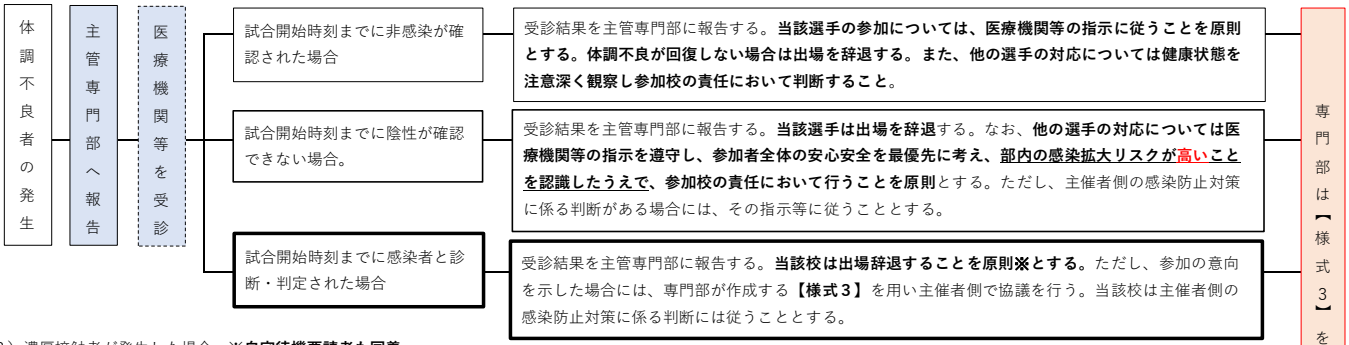

（２）濃厚接触者が発生した場合　**※自宅待機要請者も同義**

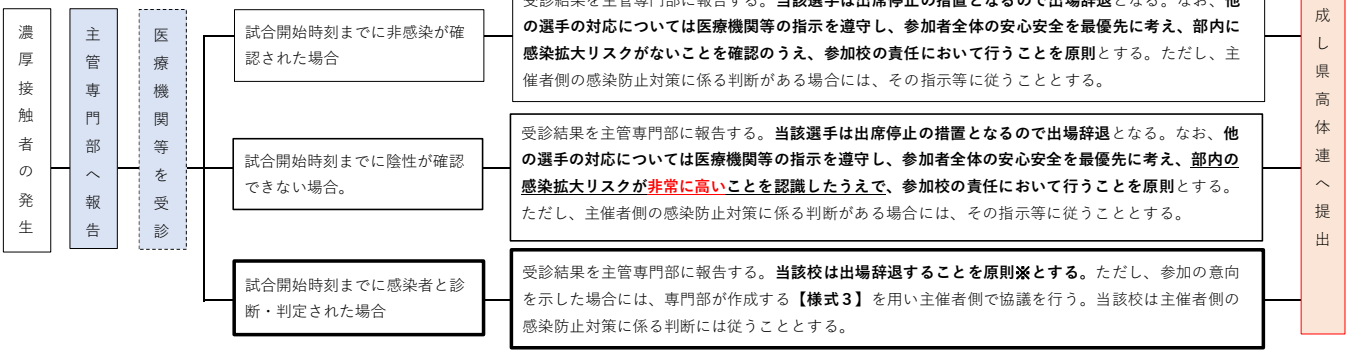

※大会前２週間・および大会中において、完全に活動が分かれているケースについては協議する場合もある
例）同一部の男女・陸上の長距離競技と短距離競技・競技特性　…　等
注）参加校は校内の活動状況により、別競技に参加している自校部活動の参加を辞退するケースも出てくる

３.大会後（１週間）に感染者が発生した場合

（１）体調不良者が発生した場合

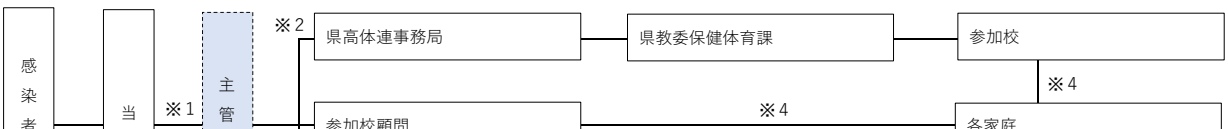

Ⅴ　基本方針作成に向けた主な参考資料等について

（１）令和３年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡

大防止に関する基本方針【第３版】

令和３年５月25日
令和３年12月３日改定
公益財団法人全国高等学校体育連盟

（２）スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和２年５月14日
令和２年５月29日改訂
令和２年10月２日改訂
令和３年11月５日改定
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

（３）８月 １ 日以降における催物の開催制限等について

令和２年７月27日スポーツ庁政策課

９月 １ 日以降における催物の開催制限等について

令和２年８月 25 日スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

令和２年９月 14日スポーツ庁政策課

（４）来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和２年11月12日
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

（５）宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版）

令和２年５月14日
令和２年５月21日一部改訂
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会
全日本シティホテル連盟

（６）貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン （第２版）

令和２年６月19日
令和２年７月21日改訂
貸切バス旅行事務連絡

（７）全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

令和２年７月16日
公益財団法人日本中学校体育連盟

（８）全国高等学校総合体育大会における事故防止・安全対策に関する指針

令和元年11月12日
公益財団法人全国高等学校体育連盟

（９）新型コロナウイルスに関する Q&A （一般の方向け） 令和３年４月19日
厚生労働省